

Toyo Central

東郷中央

土地区画整理組合だより

2015.2

No. 1



【第1回総会（役員紹介）】

立春の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年12月13日の本組合第1回総会には、多くの組合員の皆様のご出席を賜り、誠にありがとうございました。

同総会において選挙して頂きました役員15人（理事12人、監事3人）につきましては、定款等に定められた事務手続きを経て、12月22日に15人全員の就任が確定しました。同日、第1回役員会を開催し、理事の互選により、理事長には、私（近藤教文）が就任することとなりました。至らぬ点もあろうかと存じますが、本組合事業に精一杯の努力をして参る所存ですので、よろしくご報告申し上げます。また、副理事長及び理事の職務分担も定めましたので、本書にてご報告させていただきます。

来る2月28日には、総会に代わってその権限を行う総代会を設けるため、総代選挙を実施します。総代の定数は36人です。

組合事務所につきましては、町民会館駐車場の西側に隣接する町有地（土地区画整理地内）に建築します。建築業者は大和リース(株)に決定し、2月10日頃には建築確認を得て、工事着手できる見込みです。完成は3月20日頃を予定しています。

4月からは、組合員の皆様に換地設計のための意向調査を行いたいと考えています。事業推進にあたって、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 近藤 教文

役員紹介

第1回総会（平成26年12月13日開催）にて役員15人が当選し、その後の諸手続きを経て、12月22日に就任しました。

任期は、平成26年12月22日から平成31年12月21日までの5年間です。

【役員体制】

職名	氏名	住 所 地
理事長	近藤教文	東郷町大字春木字北所屋敷在住
副理事長	小野田俊博	東郷町大字春木字中通屋敷在住
副理事長	小野田哲也	東郷町大字春木字中通屋敷在住
理事 会計係	石川儀金	東郷町大字春木字市場屋敷在住
理事 庶務係	磯村敏文	東郷町大字和合字芦廻間在住
理事 庶務係	近藤常之	東郷町大字春木字北見額在住
理事 設計工事係	石川道弘	東郷町大字和合字南蚊谷在住
理事 設計工事係	近藤和正	東郷町大字春木字北所屋敷在住
理事 移転補償係	小野田実	東郷町大字春木字塔ノ上在住
理事 移転補償係	近藤俊也	東郷町大字春木字北野淵在住
理事 換地係	石川泰司	東郷町大字春木字中通屋敷在住
理事 換地係	近藤伸次	東郷町大字春木字北所屋敷在住
監事	石川志郎	東郷町大字春木字市場屋敷在住
監事	石川孔彦	東郷町大字春木字北所屋敷在住
監事	小島秋義	東郷町大字和合字南蚊谷在住



【設立認可申請者代表近藤教文あいさつ】



【採決の様子】

組合員とは

本組合は、平成26年11月28日に愛知県知事の認可を得て設立しました。組合が設立されますと、施行する土地区画整理事業に係る地区内の土地について所有権又は借地権を有する人は、すべて組合員になります。事業に同意した人も、同意していない人も組合員となります。個人、法人、町等も同様に組合員です。このことについては、土地区画整理法第25条に規定されています。

そして、組合設立時には組合員でなかった人でも地区内の土地所有者から土地を購入した場合は、旧所有者の権利義務は新所有者に権利継承されて組合員になります。このことについては、土地区画整理法第26条に規定されています。

届け出のお願い

1) 土地の権利などを異動するとき（定款第84条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次の場合は、必ず組合へ届出してくださいをお願いします。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等により所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬を訂正したとき
- 5 住所を変更したとき

◇◇組合事務所について◇◇

愛知郡東郷町大字春木字北反田1424番地1

※ 現在建築確認申請中。3月20日頃に完成予定です。

電話番号等が決まりましたらあらためてお知らせします。

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第76条）

建築行為など次のことを行う場合は、東郷町長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t以上)をたい積するとき
- 3 看板等を設置するとき

